

(意見書案第9号)

ガソリンスタンド等の地下貯蔵タンクの規制強化への対応に関する意見書

近年、ガソリン販売業界では、石油製品の輸入自由化や石油元売会社直営のガソリンスタンドの拡大や安売りなどにより、ガソリンスタンド間の競争が激化している。

この厳しい経営環境のもと、地下貯蔵タンクの老朽化や腐食による危険物の流出防止を図るため、平成22年6月に国の「危険物の規制に関する規則」が改正された。地下貯蔵タンクの埋設年数に応じて、内面コーティングや電気防食の施工、常時監視装置（高精度液面計）の導入などの措置を講ずることが義務付けられ、経過措置期間は平成25年1月末までとされた。釧路市における規制の対象は、腐食のおそれが特に高いタンクが18基、腐食のおそれが高いタンクが102基の合計120基となっており、深刻な現状にある。

この改正は、当該施設の近隣住民の安心・安全な生活環境確保の観点から、その必要性については理解できるところである。しかしながら、ガソリン等販売事業者からは、規制強化に対応するために多額の費用負担や2年という経過措置期間の短さなどから、今後の事業継続に不安を抱える声が数多く寄せられている。またそのことから、ガソリン等販売事業者が費用負担に耐え切れず廃業する状況も生じている。実際に、十勝地域では町からガソリンスタンドが姿を消し、120キロメートルもの長距離で給油ができない国道路線が出現している。

この規制の円滑な実施には、十分な準備期間と適切な経過措置に加え、国による費用の一部助成等の財政的な支援が必要である。

中小ガソリン等販売事業者は、地域の活性化や車を利用する一般消費者の利便性確保に大きく貢献しているほか、防災、防犯対策など、地域コミュニティの維持にも重要な役割を果たしている。今回の規制強化による中小ガソリン等販売事業者の廃業・減少は、地域住民や地域コミュニティに取り返しのつかない損失を与えることにもなりかねず、一刻も早い対応が求められる。

よって、国においては、次の事項について措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 地下貯蔵タンクの入れかえや内面コーティング等に係る補助枠を大幅に拡大し、実効性ある支援措置を講ずること。
- 2 平成25年1月末までとされている経過措置期間を延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月20日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
経済産業大臣

} 宛